

はじめに

近年、国民一人ひとりが自らの健康情報を生涯にわたって管理し、活用する PHR (Personal Health Record) サービスの進化への期待が益々高まっています。これは、医療機関や自治体、そして民間の事業者など、多様な主体が連携することで、より質の高い医療や介護、健康増進サービスが提供される未来を拓くものであり、個人の健康状態の可視化、疾病予知・予防、重症化予防、そして健康寿命の延伸に多大な可能性を秘めています。

本ガイドラインは、初版、第 2 版、第 3 版、第 4 版と改定を重ねる中で、その時々々の PHR サービスを取り巻く状況変化に対応してまいりました。私たちが PHR サービス提供者に強く期待するのは、本ガイドラインを、信頼性の高い PHR サービスを開発・提供するために積極的に活用いただくことです。

また、PHR サービス利用の効果を証明するエビデンスの蓄積が必要ですが、国立研究開発法人 日本医療研究開発機構 (AMED) では、令和 7 年度までに 10 領域を対象とした関連学会連携によるエビデンスを整理した指針策定が進められました。これらの指針は PHR サービス利用の効果を証明する具体的なエビデンスが得られることから、この度発出する第 4.1 版では、サービス開発事例を追加したうえで、10 領域全てガイドラインに追記しました。

さらに、PHR の適正なデータ流通・利活用に向けた共通フォーマットでのデータ交換事例として、PHR サービス事業者と医療機関 (電子カルテ等) の間で円滑なデータ連携を実現するための実装ガイド「Patient Generated Health Data 実装ガイド (以下、PGHD IG)」を追加掲載しました。これらの新たな要素追加が、PHR サービスが利用者にとってより価値のあるものとなり、かつ持続可能なビジネスモデルを確立するためのヒントとなれば幸いです。

私たちは、本ガイドラインが、安全で質の高い PHR サービスを構築する羅針盤となり、確立された PHR サービスが、国民の健康増進や豊かで幸福な生活「Well-being」実現に向けた一助となるものと、確信しています。

令和 8 年 9 月吉日

PHR サービス事業協会
会長 高木 俊明